

○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案	現 行												
<p>別表3（第8章関係） 識別信号の指定基準</p> <p>表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準</p> <p>1～19 （略）</p> <p>20 簡易無線局</p> <table border="1" data-bbox="125 400 1106 799"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>呼出符号</th> <th>呼出名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>150MHz 帯又は 400MHz 帯の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの</td> <td> <p>1 150MHz 帯、400MHz 帯又は 50GHz 帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。）</p> <p><u>次のいずれかの構成による。ただし、移動しないものは、数字を付さないことができる。</u></p> <p><u>ア</u> 申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p><u>イ</u> 申請者の名称又は略称及び常置場所の地名又は事業所等の名称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2・3 （略）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>21～23 （略）</p> <p>表2～4 （略）</p> <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準（略）</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 貨客運送事業用</p> <p>鉄道、バス等により貨物又は旅客運送を行う者が貨物又は旅客の安全、円滑な運送を確保することを主たる目的として開設する固定局(自動中継</p>	申請者	呼出符号	呼出名称		150MHz 帯又は 400MHz 帯の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの	<p>1 150MHz 帯、400MHz 帯又は 50GHz 帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。）</p> <p><u>次のいずれかの構成による。ただし、移動しないものは、数字を付さないことができる。</u></p> <p><u>ア</u> 申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p><u>イ</u> 申請者の名称又は略称及び常置場所の地名又は事業所等の名称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>別表3（第8章関係） 識別信号の指定基準</p> <p>表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準</p> <p>1～19 （略）</p> <p>20 簡易無線局</p> <table border="1" data-bbox="1144 400 2125 799"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>呼出符号</th> <th>呼出名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>150MHz 帯又は 400MHz 帯の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの</td> <td> <p>1 150MHz 帯、400MHz 帯又は 50GHz 帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。）</p> <p>申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2・3 （略）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>21～23 （略）</p> <p>表2～4 （略）</p> <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準（略）</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 （略）</p> <p>2 公共業務用無線局</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 貨客運送事業用</p> <p>鉄道、バス等により貨物又は旅客運送を行う者が貨物又は旅客の安全、円滑な運送を確保することを主たる目的として開設する固定局(自動中継</p>	申請者	呼出符号	呼出名称		150MHz 帯又は 400MHz 帯の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの	<p>1 150MHz 帯、400MHz 帯又は 50GHz 帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。）</p> <p>申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2・3 （略）</p>
申請者	呼出符号	呼出名称											
	150MHz 帯又は 400MHz 帯の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの	<p>1 150MHz 帯、400MHz 帯又は 50GHz 帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。）</p> <p><u>次のいずれかの構成による。ただし、移動しないものは、数字を付さないことができる。</u></p> <p><u>ア</u> 申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p><u>イ</u> 申請者の名称又は略称及び常置場所の地名又は事業所等の名称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2・3 （略）</p>											
申請者	呼出符号	呼出名称											
	150MHz 帯又は 400MHz 帯の電波を使用する簡易無線局であって、呼出符号を指定する必要があると認められるもの	<p>1 150MHz 帯、400MHz 帯又は 50GHz 帯の電波を使用するもの（2に掲げるものを除く。）</p> <p>申請者の名称又は略称の次に1から始まる一連の数字を順次付したもの</p> <p>2・3 （略）</p>											

回線用固定局に限る。)並びに基地局及び陸上移動局(以下この(7)において「貨客運送事業用無線局」という。)の審査は、次の基準により行う。

ア～カ (略)

キ 40GHz 帯の周波数を使用する画像伝送用のものにあつては、次によること。

(ア) 周波数は、43.52GHz、43.56GHz、43.6GHz、43.64GHz の順に指定すること。

(イ) 通信方式は、単向通信方式又は同報通信方式であること。

(ウ) 占有周波数帯幅は、17MHz 以下であること。

(エ) 空中線利得は、42dBi 以下であること。

(オ) 周波数の偏差は、100 万分の 100 以下であること。

(カ) 無線設備の設置場所は、鉄道事業者が運営する鉄道路線又は軌道事業者が運営する軌道路線の駅構内、車両基地内等であること。

(キ) 他の鉄道事業者及び軌道事業者所属の無線局との間で混信が生じないよう、無線設備の設置場所(送信空中線取付け位置等)が選定されていること。

(ク) 周波数は、回線品質を考慮しつつ、必要最低限となるよう繰り返し使用すること。

ク (略)

別表(7)

区分	無線局の目的	通信の相手方	通信事項
鉄道事業者 軌道事業者	鉄道軌道事業用	1 固定局の場合 免許人所属の (何)固定局 2 基地局の場合 免許人所属の 陸上移動局及び 受信設備	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に必要な事項 列車防護警報に関する事項
索道事業者	索道用		索道用搬機の安全運行に必要な事項
一般乗合旅客自動車運送事業者	自動車運送事業用	3 陸上移動局の場合	一般乗合旅客自動車の安全運行に必要な事項

回線用固定局に限る。)並びに基地局及び陸上移動局(以下この(7)において「貨客運送事業用無線局」という。)の審査は、次の基準により行う。

ア～カ (略)

キ (略)

別表(7)

区分	無線局の目的	通信の相手方	通信事項
鉄道事業者 軌道事業者	鉄道軌道事業用	1 固定局の場合 免許人所属の (何)固定局 2 基地局の場合 免許人所属の 陸上移動局	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に必要な事項 列車防護警報に関する事項
索道事業者	索道用		索道用搬機の安全運行に必要な事項
一般乗合旅客自動車運送事業者	自動車運送事業用	3 陸上移動局の場合 免許人所属の	一般乗合旅客自動車の安全運行に必要な事項

		免許人所属の 基地局及び陸上 移動局	事項
一般貸切旅客自 動車運送事業者			一般貸切旅客自動車 の安全運行に関する 事項
特定旅客自動車 運送事業者			特定旅客自動車の安 全運行に関する事項
一般旅客定期航 路事業者	海上運送事業 用		海上運送事業に関す る事項
特定旅客定期航 路事業者			
旅客不定期航路 事業者			

(注) (略)

(8)～(19) (略)

3 その他の一般無線局

(1) 自動車運送事業用（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）

ア～オ (略)

カ 周波数等

(ア) (略)

(イ) (略)

A・B (略)

C 周波数の選定に当たっては、周辺のテレビジョン放送の受信に対
し妨害を与えないよう考慮すること。

(ウ) 指定する周波数の数は、最大収容局数（一チャンネル当たりのタクシ
ー事業の用に供する陸上移動局数）が400局であることを標準として
算定するものとする。ただし、(イ)に示す周波数使用計画に支障を与
えないと認められる場合は、この限りでない。

(エ) タクシー事業以外の事業（タクシー事業以外の旅客の運送、貨物の
運送、自動車運転代行又はタクシー車両等を使用して行う役務提供の
事業に限る。）に使用する場合は、タクシー事業の通信に影響を及ぼ
さないものであることとし、専らタクシー事業以外の通信を行う陸上

		基地局及び陸上 移動局	事項
一般貸切旅客自 動車運送事業者			一般貸切旅客自動車 の安全運行に関する 事項
特定旅客自動車 運送事業者			特定旅客自動車の安 全運行に関する事項
一般旅客定期航 路事業者	海上運送事業 用		海上運送事業に関す る事項
特定旅客定期航 路事業者			
旅客不定期航路 事業者			

(注) (略)

(8)～(19) (略)

3 その他の一般無線局

(1) 自動車運送事業用（一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）

ア～オ (略)

カ 周波数等

(ア) (略)

(イ) (略)

A・B (略)

移動局は、(ウ)における周波数の数の算定にあたっては勘案しないものとする。

(オ)・(カ) (略)

キ～ケ (略)

コ 工事設計等

(ア) 通信方式等は次によることとする。

A アナログ通信方式(変調方式が周波数変調によるものであってB以外のものをいう。)

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は1周波単信方式であること。ただし、混信対策等特に必要があると認められる場合は、2周波単信方式、データ伝送を行うものは2周波半複信方式認めることとする。

B デジタル通信方式(変調方式が設備規則第57条の3の2第1項第1号に規定する四値デジタル変調によるものをいう。)

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は2周波単信方式であること。ただし、単位地域における周波数割当てに影響を与えない場合は、2周波半複信方式又は1周波単信方式を認めることとする。

(イ) (略)

(ウ) 基地局は、原則として空中線の高さが平均地面(当該基地局の主たるサービスエリアの海拔高の平均をいう。以下同じ。)から20m以下であって、かつ、実効輻射電力が10W以下となるものであること。ただし、次の場合についてはこの限りでない。

A 集中基地方式の場合

B 分散基地方式(デジタル通信方式の場合に限る。)であって、空中線の高さが平均地面から50m以下、かつ、実効輻射電力が20W以下となるものの場合(カ(イ)に示す周波数使用計画に支障を与えないと認められる場合に限る。)

(ウ)・(エ) (略)

キ～ケ (略)

コ 工事設計等

(ア) 通信方式等は次によることとする。

A アナログ通信方式(変調方式が周波数変調によるものをいう。)

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は1周波単信方式であること。ただし、混信対策等特に必要があると認められる場合は、2周波単信方式、データ伝送を行うものは2周波半複信方式認めることとする。

B デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト位相変調によるものをいう。)

集中基地方式の場合は2周波半複信方式、分散基地方式の場合は2周波単信方式であること。ただし、単位地域における周波数割当てに影響を与えない場合は、2周波半複信方式又は1周波単信方式を認めることとする。

(イ) (略)

(ウ) 基地局の実効輻射電力は、原則として10W以下となるものであること。ただし、集中基地局についてはこの限りでない。

(エ)～(カ) (略)

(キ) タクシー事業の用に供する陸上移動局の無線設備は、一般乗用旅客自動車（指導車を含む。以下この(1)において「自動車」という。）の運行中に使用するために自動車に設置するものであること。ただし、自動車の乗り入れが困難な場所において円滑な配車乗務を行うため等、特に必要と認められる場合には、携帯型無線設備を認めることとする。

(ク) 陸上移動局は、車両が静止（極めて低速で移動する場合を含む。）している場合であって、位置情報等を自動送信する場合は、原則として、送信間隔を2分以上とする機能を有していること。ただし、当該機能を有していない場合には、申請者又は免許人に対し、設備更新等に合わせて、合致するように周知すること。

サ (略)

(2)～(8) (略)

(9) MCA陸上移動通信用

ア 一般的審査

MCA陸上移動通信を行う無線局(MCA制御局、指令局及び陸上移動局(管理移動局を含む。))及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(以下この(9)において「機能試験用無線局」という。)並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局(デジタルMCA制御局、デジタル指令局及び陸上移動局(管理移動局を含む。))及びデジタル陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(以下この(9)において「デジタル機能試験用無線局」という。)であって、836MHzを超え915MHz以下(以下この(9)において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの及び1,453MHzを超え1,525MHz以下(以下この(9)において

(エ) 基地局の空中線の高さは、平均地面（当該無線局の主たるサービスエリアの海拔高の平均をいう。）から原則として20m以下であること。ただし、集中基地局についてはこの限りでない。

(オ)～(キ) (略)

(ク) 陸上移動局の無線設備は、一般乗用旅客自動車（指導車を含む。以下この(1)において「自動車」という。）の運行中に使用するために自動車に設置するものであること。ただし、自動車の乗り入れが困難な場所において円滑な配車乗務を行うため特に必要と認められる場合には、携帯型無線設備を認めることとする。

サ (略)

(2)～(8) (略)

(9) MCA陸上移動通信用

ア 一般的審査

MCA陸上移動通信を行う無線局(MCA制御局、指令局及び陸上移動局(管理移動局を含む。))及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(以下この(9)において「機能試験用無線局」という。)並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局(デジタルMCA制御局、デジタル指令局及び陸上移動局(管理移動局を含む。))及びデジタル陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局(以下この(9)において「デジタル機能試験用無線局」という。)であって、836MHzを超え915MHz以下(以下この(9)において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの及び1,453MHzを超え1,525MHz以下(以下この(9)において

「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものの一般的審査は、次により行う。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 工事設計

A (略)

B 800MHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

(A)～(I) (略)

(J) すべての通信用チャンネルが使用されている場合であっても通信用チャンネルと同数以上の発呼に対し、適切な待ち時間において、予約を与えることができること。ただし、専用システムについては、この限りでない。

(K)～(M) (略)

C～G (略)

(キ)～(サ) (略)

イ (略)

別紙3 無線従事者関係審査基準

2 無線従事者養成課程

別表2-1(2の9)関係

養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考
1～9	(略)	(略)	(略)	(略)
10 第三級アマチュア無線技士の養成課程	次のいずれかに該当する者 (1) <u>第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士若しくは第四級アマチュア無線技士の資格を有する者又</u>	無線工学	4時間以内	注
	<u>しくは第四級アマチュア無線技士の資格を有する者又</u>	法規	6時間以内	

「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものの一般的審査は、次により行う。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 工事設計

A (略)

B 800MHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局

(A)～(I) (略)

(J) すべての通信用チャンネルが使用されている場合であっても通信用チャンネルと同数以上の発呼に対し、適切な待ち時間において、予約を与えることができること。

(K)～(M) (略)

C～G (略)

(キ)～(サ) (略)

イ (略)

別紙3 無線従事者関係審査基準

2 無線従事者養成課程

別表2-1(2の9)関係

養成課程の種別	資格条件	授業科目	軽減する時間	備考
1～9	(略)	(略)	(略)	(略)
10 第三級アマチュア無線技士の養成課程	<u>第四級アマチュア無線技士の資格を有する者又はその資格の国家試験に合格若しくは養成課程を修了した者</u>	無線工学	4時間以内	注
		法規	6時間以内	

	<p>はその資格の国家試験に合格した者</p> <p>(2) <u>第四級海上無線通信士、航空無線通信士又は第四級アマチュア無線技士の養成課程を修了した者</u></p>								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--